

気象警報発令時の対応について

1. 警報の種類：特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）、警報（暴風、暴風雪）
2. 該当の地域：多治見市・土岐市・瑞浪市・恵那市・中津川市・可児市・川辺町
八百津町・御嵩町・春日井市のいずれか
3. 警報発令時の日課
 - (1) 解除の時間と始終業時刻
 - ①午前7時に警報が発令されている場合
→ 自宅待機（半日日課の場合は休校）
 - ②午前7時から10時30分までに解除された場合
→ 昼食を済ませて12時30分までに登校。
午後12時40分より第4限授業を開始し、午後3限（7限実施クラスは4限）授業を実施。（昼放課なし）
※通学バスは午前10時45分より運行開始
 - ③午前10時30分までに解除されなかった場合
→ 休校
 - (2) 定期試験日が休校となった場合
→ 該当の試験は定期試験最終日の翌日に実施
 - (3) 午前7時以降に警報が発令された場合
→ 登校途中の生徒は原則登校を見合わせ自宅に戻ることとするが、
天候状況と通学場所によっては学校での待機を認める。
 - (4) 始業後に警報が発令された場合
→ その後の天候状況を検討した上で終業時間を繰り上げることもある。
4. 特別措置
 - (1) 学校の判断による休校
3. の(1)(2)に当てはまらない場合においても、学校の判断にて休校とすることがある。
 - (2) 家庭の判断による欠席
生徒の居住地域（市町村）において大雨（大雪）警報等が発令され、登下校に危険が予見される場合は、各家庭の判断において欠席を認める。その場合、届を提出することで原則公認欠席とする。